

習志野市環境保全条例の一部改正について

1. 変更の内容

① 規制基準の改正：

環境保全条例第2条第4項第3号及び第4号に定める規制基準及び企業選定基準の改正について、法令等の改正に伴い独自の判断をする余地がない場合においては、審議会の答申を省略可能とするものです。

② 特定建設作業を許可制から届出制へ変更：

環境保全条例第15条の2に基づく特定建設作業（環境保全条例施行規則で定める重機を使用した建設作業）を行う場合について、「許可制」から「届出制」とするものです。

③ 著しく生活環境を損なわせている特定建設作業への措置

特定建設作業により生活環境が著しく損なわれていると認めるときは作業時間の短縮等を勧告し、その勧告に従わない場合にはその措置を命ずることができるとするものです。

2. 施行日

令和8年4月1日

3. 趣旨

①（規制基準の改正）

習志野市では環境保全条例第2条第4項第3号及び第4号に定める規制基準及び企業選定基準については、同条第5項により審議会で答申を得て、市長が定めたものとしていますが、法令の制定、改正又は廃止に伴う条例の改正については、独自の判断をする余地のない場合において、審議会の答申を省略することができるようにするものです。

②（特定建設作業を許可制から届出制への変更）

習志野市は特定建設作業を行うにあたり、全国でも稀な許可制を取っています。

届出制に変更することにより、現地審査の事務手続きや許可書の受取などが簡略化でき、さらに工事業者においても、来庁や受付時間を気にすることが不要となる「ちば電子申請サービス」を使ったオンライン手続きの導入が容易になります。

なお、届出制に変更後も、公害発生の未然防止に変更は生じません。

③（著しく生活環境を損なわせている特定建設作業への措置）

現在の条例は著しく生活環境を損なわせている特定建設作業に対し、法よりも厳しい処置となっています。このため、対処措置を近隣市の条例に合わせ、かつ、騒音規制法及び振動規制法と均衡を合わせるものです。

4. 一部改正の内容（新旧対照表）

習志野市環境保全条例

現行	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 前項第3号、第4号に掲げる基準は、習志野市環境審議会（以下「審議会」という。）の答申を得て、市長が定めたものをいう。</u></p> <p><u>追加</u></p> <p><u>追加</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>削る</u></p> <p><u>(規制基準等に係る諮問)</u></p> <p><u>第2条の2 市長は、規制基準及び企業選定基準を制定し、又は改正しようとする場合は、習志野市環境審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。ただし、法令の制定、改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項号又は用語を引用する規制基準又は企業選定基準の規定を改正する必要が生じ、かつ、市長が当該規制基準又は企業選定基準を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、当該規制基準又は企業選定基準を改正する場合には、この限りではない。</u></p>
<p>(特定建設作業)</p> <p>第15条の2 特定建設作業を行う者は、<u>その旨を市長に申請し、許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>ただし、災害その他非常の事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要があると市長が認める場合は、届け出により当該工事を施行することができる。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、当該申請に係る工事から発生する騒音、振動が規則で定める規制基準に適合すると認められるときは、許可をあたえなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、前項の許可をするにあつては、公害防止のために必要な条件を付する</u></p>	<p>(特定建設作業)</p> <p>第15条の2 特定建設作業を行う者は、<u>当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、速やかに、当該届出をしなければならない。</u></p> <p><u>削る</u></p> <p><u>削る</u></p>

ことができる。

4 市長は、特定建設作業の施行者に対し、当該建設作業により生活環境が著しくそこなわれている

と認める

ときは、当該建設作業の改善を命ずる

ことができ

る。

5 市長は、前項の規定により命令を受けた者が、その命令に従わないときは、当該建設工事の一時停止

を命ずることができる。

(罰則)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) 略

(3) 第15条の2第1項の規定による許可を受けないで、特定建設作業を行った者、虚偽の申請をした者又は同条第5項の規定による命令に違反した者

(4) 略

(5) 略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) 略

追加

(4) 略

(5) 略

3 次の各号のいずれかに該当する者は、1

2 市長は、特定建設作業に伴って発生する騒音、振動及び粉じんが規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音、振動及び粉じんの防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

3 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が、その勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音、振動及び粉じんの防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

(罰則)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) 略

削る

(3) 略

(4) 略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) 略

(4) 第15条の2第3項の規定による命令に違反した者

(5) 略

(6) 略

3 次の各号のいずれかに該当する者は、1

0万円以下の罰金に処する。

(1)～(4) 略

追加

(5) 略

0万円以下の罰金に処する。

(1)～(4) 略

(5) 第15条の2第1項の規定による届出をせず 特定建設作業を行つた者、虚偽の届出をした者

(6) 略